

開催日時・場所：平成26年10月29日（水）17：08～18：31 地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、柏木斉、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、磯部哲、伊藤正次の各構成員

〔政府〕平将明内閣府副大臣、松山健士内閣府事務次官、井上源三内閣府審議官、満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題：平成26年の地方からの提案に関する当面の方針（中間取りまとめ）について

1 平成26年の提案募集方式に関して、三宅内閣府地方分権改革推進室次長から地方からの提案に関する当面の方針（案）と対応方針別の分類状況について、高橋提案募集検討専門部会長から提案募集検討専門部会における審議状況について、柏木議員（農地・農村部会長）から農地・農村部会における審議状況について、それぞれ説明があった。その後、意見交換が行われ、地方からの提案に関する当面の方針が資料1のとおり決定された。概要は以下のとおり。

（三宅次長）資料1「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針（案）」について、「1 基本的考え方」に、地方分権改革の経緯、提案の実現が地方創生に資すること、審議の経緯等を記載している。「2 当面の方針」では、別紙1～5に掲げた事項について、それぞれの分類に基づき、引き続き提案の実現に向けて調整を行い結論を得ることとしており、本年中に対応方針を取りまとめるとともに、所要の法律案を国会に提出すべきとしている。

別紙1は、提案を実現することを前提に実務面の調整を行う提案で、全国一律の移譲、手挙げ方式による移譲等、移譲の方法を含めて具体的な調整を行うもの。別紙2は、更なる検討が必要で、実現に向けて、実施の具体的手法や時期等を引き続き調整するもの。別紙3は、現行規定により対応可能である提案で、通知等による丁寧な情報提供を求めるもの。別紙4は、さらに論点の整理等を行い、可能な限り実現に向け努力するもの、別紙5は、実現について農地・農村部会において引き続き議論するもの。別紙6は、提案団体から再検討を求める意見がなかったものである。

残された時間の中で、今後、別紙4に分類された提案について、実現に向けて更に精力的に検討・調整を進めたい。

（高橋部会長）提案募集検討専門部会における審議状況について報告する。

9月19日までの各府省からの第1次ヒアリング等を踏まえ、9月26日の石破大臣の閣僚懇談会発言と各府省への再検討要請に併せて、それぞれの重点事項について部会としての再検討の視点を文書で示し、回答をお願いした。その後、各府省からの第2次回答に対して、第2次ヒアリングを約28時間実施し、中間取りまとめに向けた検討の方向性について意見交換を重ねた。提案募集検討専門部会における合計審議時間は約85時間となる。

今回の提案募集方式は、これまでにない初めての取組であり、多様な提案が寄せられた。限られた時間であったが、ヒアリングを重ねることで提案の実現に向けて議論が進んでいるもののがかなりあり、地方のニーズに応じた、幅広い事項について前向きな対応を取りまとめることができた。現時点で対応の方向性が見えていない重要事項も多く残っているが、論点整理自体は十分行ったため、年末の政府の対応方針の取りまとめまでに更なる調整をお願いし、また、必要に応じ部会において更に議論を行いたい。

資料3に沿って、実現に向けて議論が進んでいる事項及び今後更に検討が必要な事項について、それぞれ主なものについて報告する。

別紙1「実現することを前提に実務面の調整を行う提案」の例としては、「(通番13) 介護認定審査会委員の任期の条例委任」、「(通番14) 医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和」、「(通番16) 指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止」、「(通番35) 地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲」、「(通番39) マイナンバー利用事務の拡大」、「(通番40) 希望する都道府県に対する区域外での消費者安全法の報告徴収・立入調査権限の付与」がある。特に「(通番14) 医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和」については、ヒアリングやその後のやりとりによって提案が実現したものであり、今回の取組における成果の代表例であると考えている。

別紙2「実現に向けて、実施の具体的手法や時期等を引き続き調整する提案」の例としては、「(通番1) 一部

に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲」、「(通番2)都市計画の軽易な変更の見直し」、「(通番3)開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大」、「(通番12)介護保険事業に係る規制緩和」、「(通番15)社会医療法人の認定要件緩和」、「(通番49)研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲」、「(通番50)県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲」、「(通番51)水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲」、「(通番53)旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し」、「(通番23)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲」、「(通番25)複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲」、「(通番57)工場立地法の緑地面積に係る規制緩和」があり、これらについては基本的に実現に向けた取組が進められている。このうち、「(通番51)水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲」については、ヒアリングやその後のやりとりによって、能力と意欲のある都道府県には権限を移譲するという方向性に変化したもので、新たに設けられた手挙げ方式が活きた事例として評価できる。

一方で、「(通番41)開発行為の許可権限の希望する市への移譲」、「(通番42)町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止」については、現時点では国土交通省との間で検討の方向が合致していないが、地方から強い要望があることも踏まえ、更なる調整が必要であると考えている。

別紙3「現行規定により対応可能である提案」の例としては、「(通番4)都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和」、「(通番43)都市公園の廃止に係る規定の弾力化」、「(通番14)医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限に関する規制緩和」、「(通番29)電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和」、「(通番31)備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和」、「(通番58)公営住宅建替事業の施行要件の緩和」があり、これらの事項については、可能であるということを通知等により周知するよう関係府省に願っている。

別紙4「さらに論点の整理等を行い、可能な限り実現に向け努力する提案」については、各府省との間の、実現に向けた議論の進展度合に応じて、「①論点の共通理解までは至っている事項」、「②議論が平行線となっている事項」の2類型に大別される。

「①論点の共通理解までは至っている事項」の例としては、「(通番10)放課後児童クラブの補助条件の見直し」、「(通番30)公営住宅に係る規制緩和」、「(通番34)地域バス路線に係る補助要件の緩和」、「(通番36)C I Q業務権限の都道府県への移譲」があり、「②議論が平行線となっている事項」の例としては、「(通番44)保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲」、「(通番47)保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し」、「(通番18)鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲」、「(通番56)緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲」、「(通番27)二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止」、その他の例として、「(通番55)企業立地促進法に基づく基本計画に係る国の同意協議の見直し」など地域振興の各立法における国の関与の見直しがある。

(柏木議員) 農地・農村部会における審議状況について、資料5により報告する。

農地の総量確保(マクロ管理)について、地方六団体は、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定するとし、目標管理に係る「実行計画」を策定、第三者機関が事後評価を行うことを提言しているが、農林水産省は、「国の目標面積案」を都道府県に示し、都道府県を通じて市町村からも意見を聴き、都道府県と調整を図った上で目標を設定する方向で検討するとしている。このように、農地の総量確保(マクロ管理)については、地方六団体と農林水産省の間で、国と地方が協力して、現場の実情を踏まえた目標設定を行うことでは共通した認識に立っているものと認識している。

個別の農地転用の権限(ミクロ管理)については、地方六団体は、2ha超4ha以下に係る大臣協議を廃止し、4ha超に係る大臣許可を含め農地転用権限を市町村へ移譲することを求めている一方、農林水産省は、権限移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ、計画的な土地利用を推進することはできないとして、現行制度を維持する姿勢である。

また、今国会に提出している「地域再生法改正法案」において、農業の6次産業化に資する施設等について、市町村が計画を策定することにより、4ha超も都道府県判断で転用が可能となるスキームが示された。これに対し、地方団体からは、この地域再生法改正法案と同様のスキームがミクロ管理に関する答えであるならば、市町村計画の策定に「認定」等の国の関与があるなど、地域の主体的なまちづくりの実現には遠く、農地に係る国と地方の役割分担の再構築には当たらない旨の反論がされており、個別の農地転用権限(ミクロ管理)の実施主体については、地方六団体と農林水産省の間で、未だ考え方の隔たりが大きく、今後、一層の調整・検討が必要と

考えている。

また、地方六団体は、都道府県農業会議への意見聴取に係る一律の義務付けを廃止することを求めている一方、農林水産省は、都道府県農業会議の在り方について、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」等において、見直しを行うこととされていることから、これと併せて検討する必要があるとしている。

以上のとおり、マクロ管理については一定の共通認識が得られつつある一方、ミクロ管理については隔たりが大きい状況であり、今後、農地・農村部会において、農地制度における国と地方の役割分担の在り方について、政府内における調整状況も踏まえながら、年内に結論を出すことを目指し、更に議論を深めたい。

(伊藤構成員) 今回の提案募集においては、地方六団体、都道府県、市町村等から提案が提出されているところ、全国一律の移譲にするか、手挙げ方式による移譲にするかなど、各地方の間で意見の方向性が一致していないものもある。関係府省との間においても検討していくことになるが、地方団体の間においても方向性を検討してほしい。

また、保育所の関係については、来年度から子ども・子育て支援新制度が開始されるため、今回の検討において一定の方向性を出すことが相当難しいものがあつたという感想を持っている。

(磯部構成員) 提案団体等の中で意思疎通ができており、具体的にこのような問題があるという根拠のある提案については、説得力があつた。このため、提案団体等の中でももう少し問題点を明確にするなど、もっと詰めるべき点は詰めてほしいという感想を持った。

また、現行規定により対応可能であるとされた提案については、明確に通知を出す、コンメンタールを改正するなどの具体的な対応が明示されたものと、明示されなかったものがある。今後、目に見える形にして、現場が迷わずに動けるように努めてほしい。

(森議員) まずは、85時間に及ぶ提案募集検討専門部会の議論に心から感謝する。磯部構成員の指摘のとおり、特に現行規定により対応可能と整理されたものについては、とても大きな意味がある。一地方公共団体においてもしっかりと詰めていけば現行規定により対応可能であると解釈できるということ、何度も経験してきた。今回、現行規定により対応可能という分類になったものについては、基礎自治体まで浸透するよう、通知を出す、コンメンタールを改正するなどの対応をお願いしたい。

(古川議員) 今回の提案募集については、本当によくここまでしていただいた。各府省からの第1次回答が惨憺たるものであり、安倍内閣総理大臣や石破大臣などからも、これではいけないということで発破をかけてもらったことが良い結果として表れている。引き続き良い方向になるよう検討をお願いしたい。この提案募集への対応がうまく行われないう場合は、地方は大きく失望し、政府は地方創生に取り組んでいるのに具体論では全く異なるということが地方に広まる。そうならないように異次元の取組をしてもらっているため、引き続きよろしく願う。

佐賀県(九州地方知事会)は「保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和」を提案しているが、厚生労働省からの回答状況は厳しく、心配している。大都市部からは保育所の面積要件緩和について提案がなされているように、地域ごとに課題は異なるため地方分権改革が求められており、住民が改革の成果を実感できるよう期待したい。

(森議員) 病児・病後児保育の充実、働く女性にとって大切なことである。保育所において熱が出た子供を、市の保育士や退職した保育士などが母に代わり迎えに行き、母親の仕事が終わるまで市の施設で預かるという仕組みを検討しているが、現在の厚生労働省の要綱では、保育所で熱が出た子供は医師に診てもらうまで病児の扱いにならないため、この仕組みは実現できない。こういったことを改善することが大切である。

(高橋部会長) 従来のコンメンタール等では実現できないと信じられてきたものについて、世の中が変わったため現行規定により対応可能との解釈を示すことは、法令改正にも近い大きな前進であり、意味のあることである。

保育所については、厚生労働省も提案募集検討専門部会の第2次ヒアリング以後も話をして良い方向性を見つけないと述べているため、引き続き調整を頑張りたい。

(谷口議員) 参考資料2のとおり、地方からの提案がある分野には偏りがあり、住民の生活に近い、暮らしや地域の活性化・利便性向上の分野に集中しているのであろう。財政状況の厳しい中で、地方公共団体が住民サービスの向上等を目指していることが分かる。各府省においても、厳しい判断をした点はあるのであろうが、これらの分野について検討してもらい、有り難い。

(森議員) 柏木部会長の農地・農村部会にも大変努力していただいた。一層の検討をお願いしたい。

地方六団体もマクロ管理において農地を守らなければならないという意識を持っており、優良農地の減少は深刻であると考えている。しかし、ミクロ管理においては、多くの関係団体等が要望していることを踏まえ、今後と

も交渉・協議をお願いしたい。

(柏木議員) 農地の確保の現状は、現行の食料・農業・農村基本計画における農地の確保面積とも乖離が生じている。耕作放棄地について特に乖離が大きく、高齢化により耕作に従事できない人が生じる一方で新しく農業を始める人が少ないため、耕作放棄地が増加している。

この問題は、農業の現場をよく知る市町村の参加が無ければ解決できない。地方六団体からも、この問題に対して責任を持って取り組みたいという発言がある。農地の総量確保目標について、国の目標面積案から定めるか、地方公共団体の積み上げから定めるか、結論に至っていないが、国と地方が協議していく必要があるという認識が共有されたことは大きな前進。

(古川議員) 農地・農村部会においては、柏木部会長の努力により、論点が明確になりつつある。これまでと異なるのは、漠然と地方への権限移譲を求めるのではなく、都道府県・市町村が議論して、現場をよく知る市町村が判断すべきという整理をしたこと。国と地方の協議の場(平成26年度第2回)の際にも、森民夫全国市長会会長が農地の問題は「天王山」とであると発言したが、市町村が期待している事項であるため、納得のいく形での決着をお願いしたい。

確かに一部の農地転用については、地方側も反省すべき点があったが、一方で農地の総量目標については、市町村が置き去りにされ、現場からすると過大な目標が設定されている。地方が農地について一貫した責任を持つためにも、農地転用許可については市町村が責任を持って行うことのできる仕組みにしてほしい。マクロ管理とミクロ管理をセットで議論しており、論点も明確になってきたため、そろそろ具体的な案が出てきた方がいい。

(神野座長) 「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針」について、資料1のとおり地方分権改革有識者会議の決定とする。地方からの提案を最大限実現できるよう、年末の対応方針の決定に向けて、この当面の方針に基づき、政府において各府省・地方との更なる調整を行うようお願いする。地方分権改革有識者会議においても、更に審議を重ねたい。

2 最後に、平内閣府副大臣から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(平副大臣) 前回、内閣改造後初の有識者会議に出席し、この会議に政務が出席することは重要であると感じた。各府省がポジショントークに終始しているという話を聞き、提案に対応できない理由が、法律自体のフィロソフィーに関わる事項であるのか、それとも数量や面積など表面的な事項であるのかによって議論を分けるべきであり、フィロソフィーに関わる部分であれば、提案を実施した場合のリスクは具体的にどういったもので、誰が負うべきなのかという前向きな議論が必要であるということをお石破大臣に伝えた。その後、閣僚懇談会において石破大臣から各府省に協力を要請すると共に、私からも副大臣会議で同様に要請した。

「現行規定により対応可能である」という提案についても、役所の気分などで規定の解釈が変わってはならず、明確化・標準化させることが重要であり、そのように事務方に指示したところ。

また、今後内閣府が各府省を論破しなければならないところ、内閣府に関する提案について実質ゼロ回答であるのは如何なものかと指示し、内閣府においても一生懸命努力し「実施」の回答が多少出てきた。

農地については、10月21日に開催された国と地方の協議の場でも提案を受けており、論点が整理されてきているので、石破大臣も関心、問題意識を持っているところ。

85時間に及ぶ議論を行った提案募集検討専門部会の構成員に対して感謝する。

地方分権改革や国家戦略特区は地方創生のコアであり、まだ時間はあるので、できる限り成果を取れるよう政府としても引き続き取り組んでいきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)